

(別紙 1 - 1)

## 第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

## 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ (小型魚) 漁業

### 1 当該知事管理区分を構成する事項

#### (1) 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

#### (2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) をとる漁業 (大臣管理区分に係るものを除く。)

#### (3) 漁獲可能期間

周年

### 2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

#### (1) 当該管理年度中 (2) に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで

#### (2) 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下「行政機関の休日」という。) は算入しない。)

## 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分 (くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 (令和 2 年 12 月 25 日付け 2 水産第 1905 号水産庁資源管理部長通知) 第 2 の 1 に定める配分をいう。以下同じ。) にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9 割 9 分を当該知事管理区分に配分し、残りの 1 分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

## 第 4 その他資源管理に関する重要事項

### 1 緊急報告体制

定置漁業 (法第 60 条第 3 項に掲げる漁業をいう。以下同じ。) の経営体及び漁業協同組合は、1 日当たり以下の報告基準に該当する採捕があつた場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第 31 条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1 か統当たり 500 キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置 (法第 60 条第 5	1 か統当たり 200 キログラムを超える

	項第 2 号に掲げる漁業及び新潟県漁業調整規則（令和 2 年新潟県規則第 59 号。以下「調整規則」という。）第 4 条第 13 号における漁業をいう。以下同じ。）	量の採捕
	その他	1 隻当たり 100 キログラムを超える量の採捕

県は、1 日 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

## 2 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。